

お知らせ

車ごと出店できる！ まちエコ・フリーマー ケット出店者募集

家庭で不要になったものをリユース(繰り返し使う)するフリーマーケットの出店者を募集します。

日6月4日(日)午前9時～午後2時

場町田リサイクル文化センター隣接地

定80台(申し込み順)

費2000円

申5月15日～26日に直接または電話でまちだエコライフ推進公社(木曾東2-1-1)へ。

※電話申込の方は、出店者説明会及び出店区画の抽選を5月27日に境川クリーンセンターで行います。

問同公社☎797・9617、町田市3R推進課☎797・0530

リサイクル広場・小山田 桜台を開催します

地域の方々が身近に利用できるリサイクル広場を開催します。

※対象品目をお持ちのうえ、直接会場へおいで下さい。

日5月20日(土)午前10時～午後3時

場小山田桜台センター商店街アーケード(小山田桜台1-20付近)

対象品目陶磁器・ガラス食器、フライパンなどの家庭金物、ビデオテープ、廃食用油、ヨーグルトなどの紙容器、

洗剤の計量スプーン、ペットボトルのふた、パン袋の留め具、インクカートリッジ、小型家電

問3R推進課☎797・0530

指定管理者を募集します

【①学童保育クラブ】

学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営の実績があり、市内に事務所・事業所を有する社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人

対象施設南大谷学童保育クラブ(南大谷811番地1)

指定期間2018年4月1日～2021年3月31日(3年間)

【②子どもクラブ】

児童館、学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、保育室、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市内に事務所・事業所を有する法人

対象施設④南大谷子どもクラブ(南大谷264番地) ⑤(仮称)町田第三中学校区子どもクラブ(木曾東1-373-11 他)

指定期間④2018年4月1日～2023年3月31日(5年間) ⑤2018年1月1日～2022年3月31日(4年3か月)



※募集要項・仕様書・申請書は、5月1日(月)午前9時～19日(金)午後5時に児童青少年課(市庁舎2階)で配布します(募集要項・仕様書は町田市ホームページでもご覧いただけます)。

日5月22日午前9時～26日午後5時に直接児童青少年課へ(郵送不可)。

説明会を開催します

いずれも直接会場へおいで下さい。

日5月9日(火)①午前9時30分から②午前10時30分から

場市庁舎2階会議室2-1

問児童青少年課①☎724・2182②☎724・4097

成年後見制度利用支援

市では、成年後見制度の利用が必要な方で、申立費用及び後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を市が負担します。

※保険者が町田市以外の方、市町村長の審判請求により成年後見人等が付された方及び任意後見制度は対象外です。

【申立費用の助成】

次のすべてに該当する申立人となる方 ①生活保護を受給中、または準じている②申立対象者の住民票が町田市にある③自身について申し立てを行う④申請日の翌月末までに必ず家庭裁判所へ申し立てを行う

内申し立て後に、申立費用のうち、診断書料・収入印紙代・郵送費・鑑定費用を助成(予算の範囲となるため、予算額に達した場合は受付終了)

【報酬費用の給付】

次のすべてに該当する被後見人等の方 ①生活保護を受給中、または準じている②住民票が町田市にある、または施設等への入所・入居等に伴って市外に転出した方で保険者等のいずれかが町田市となっている③他の助成の対象とならない④当該年度を含む直近1年間以内の分の報酬付与の申し立てを、1月9日～31日の間に必ず家庭裁判所へ行う

内報酬費用を被後見人等へ給付(予算の範囲となるため、該当者の人数により金額が変動)



日12月11日まで(必着)。
※申し込みの前に、必ず福祉総務課へご相談下さい。

問福祉総務課☎724・2537

大地沢青少年センター 11月分の利用～受付開始

市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

日5月6日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※11月6日、7日、14日、21日、24日、28日は利用できません。

町田市自然休暇村 せせらぎの里 11月の利用～受付開始

市内在住、在勤、在学の方とその同行者

場町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

日5月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み可)。

※11月14日、15日は利用できません。

赤十字の活動にご協力下さい

5月は赤十字運動月間

日本赤十字社は、国内外における災害や紛争による被災者への救援活動や献血の推進など、生命と健康を守るための活動を行っています。

町内会・自治会の方が赤十字の賛助委員として皆さんのご家庭に活動資金のご協力をお願いしております。ご理解ご協力をお願いします。

問福祉総務課☎724・2537

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です!

民生委員・児童委員に異動がありました

4月1日に、一部の地区で担当の民生委員・児童委員の変更がありました。新しい担当委員は下表のとおりです。

※その他の担当は、福祉総務課へお問い合わせ下さい。

問福祉総務課☎724・2537

民生委員・児童委員(4月異動)

地区	地域		担当委員 氏名・電話
町田第一	玉川学園	1丁目	2～4、22～25 (新)橋本秀行 ☎727・1050
		2丁目	1～9 欠員
		7丁目	1～4、27～32 欠員
		8丁目	11～17 欠員
南第二	南成瀬	2丁目	18～30 股本美智子 (電話番号変更) ☎719・4273
		3丁目	全 (新)遠藤仙子 ☎812・4557
	都宮成瀬	10～12号棟 (新)中澤澄江 ☎735・6037	
鶴川第一	金井	3丁目	全(除39、42) (新)中澤澄江 ☎735・6037
		4・5丁目	全 欠員
鶴川第二	鶴川	1～85	2283～3032 (新)榎本幸子 ☎736・4270
		3丁目	全 (新)岡田紀子 ☎734・1319
		4丁目	18～19、28～41 (新)石田尚子 ☎791・7390
忠生第一	図師町	1～459、730、1417～1431、1913～1928、2203～2291	(新)加藤貴一 ☎791・4733
		1961～2202、2292～3484	(新)西瀧正明 ☎797・9627
忠生第二	下小山田町	1～231、2720～2727、2730～2732、2741～2743、2746～2751、2813～3118、3315、3352、4000～4018	(新)江嶋充恵 ☎722・9230
		B号棟 1、3 C号棟 全	(新)齊藤隆雄 ☎793・6544
	山崎	1丁目	全
	山崎団地	2街区	全

児童育成手当

問子ども総務課☎724・2143

該当する方は申請を

児童育成手当は、5月1日(月)から新年度の申請を受け付けます。

新年度の資格は、2017年度(2016年中)の所得で審査します。前年度は所得超過で支給されなかった方や、まだ申請していない方等で支給対象と思われる方は申請して下さい。

制度の概要、所得限度額(前年度と同額)は下表のとおりです。

※既に受給中の方は、申請の必要

手当の種類と対象等

名称	対象	支給月額	申請に必要なもの
児童育成手当(育成手当)	1999年4月2日以降に生まれた児童を養育している、ひとり親家庭、または父か母が重度の障がいを持つ家庭	1万3500円(請求翌月から)	請求者及び児童の戸籍謄本、請求者の振込先が分かるもの
児童育成手当(障害手当)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方	1万5500円(請求翌月から)	障がいの状況が分かるもの(手帳、または所定の診断書)、請求者の振込先が分かるもの

2017年度(2016年中)所得限度額表

扶養親族等の数	所得限度額
0人	368万4000円
1人	406万4000円
2人	444万4000円
3人	482万4000円

※前年度と同額

※所得(給与と所得者は給与所得控除後の額)から控除可能なものを控除して所得を審査します。控除可能なものについては、子ども総務課へお問い合わせ下さい。
※左記の所得限度額は、一律控除額8万円を加算して表示しています。